

島田商工会議所
み・らいふ はばたき共済 祝金支払要綱

1. 申請対象

当共済加入日以降の事由であり、事由発生日において加入申込月から1年以上加入している方に限ります。

2. 申請方法

- (1) **20才祝金**の支払いを受けようとする方は、加入者が満20才の誕生日を迎えたという事実を証明できるもの(※1)を添付し、表面「様式2」にて申請してください。
事由発生日とは、満20才を迎えた日をいいます。
(※1) 運転免許証、保険証、戸籍謄本や住民票の写しなど、生年月日が確認できるもの。
- (2) **結婚祝金**の支払いを受けようとする方は、加入者が結婚したという事実を証明できるもの(※2)を添付し、表面「様式2」にて申請してください。
(※2) 結婚披露宴の案内状や戸籍謄本の写しなど。結婚の事実とは入籍・挙式のいずれも認めます。
- (3) **出産祝金**の支払いを受けようとする方は、加入者または配偶者が出産したという事実を証明できるもの(※3)を添付し、表面「様式2」にて申請してください。
(※3) 母子健康手帳または健康保険証(出生児が入っているもの)の写しなど出産日が確認できるもの。
- (4) **入学祝金**の支払いを受けようとする方は、加入者の子が小学校に入学したという事実を証明できるもの(※4)を添付し、表面「様式2」にて申請してください。
(※4) 健康保険証、戸籍謄本または抄本の写しなど小学校入学の年齢(生年月日)であることが確認できるもの。
- (5) **銀婚祝金**の支払いを受けようとする方は、加入者が銀婚式を迎えたという事実を証明できるもの(※5)を添付し、表面「様式2」にて申請してください。
(※5) 戸籍謄本または抄本の写しなど、結婚して25年であることが確認できるもの。

3. 支払方法

掛金引き落とし口座へ振込みます。ただし、申請者が他口座への振込みを希望する場合は、申請書の「振込先」欄に指定口座を記入の上、「振込先」欄の下段に署名・捺印してください。

4. 効 力

祝金の請求有効期限は、事由発生日から3年までです。

※保険法の施行により、平成22年4月1日以降に事由が発生したものは請求期限が3年となりました。

5. 金 額

申請のあった方に対し、一口につき一律5,000円を支払います。

事由発生日時点での加入口数で1年以上の継続加入を条件とします。

途中増口・減口等、口数の変更があった場合は、そこから1年継続加入された場合のみ変更後の口数にて換算し、口数変更後1年未満の場合は旧口数にて換算します。

6. その他

申請の内容に不備・虚偽等があった場合は支払いを停止します。また支払後にその事実が明らかになった時は給付金の返却をしていただく場合があります。

《お知らせ》

島田商工会議所生命共済制度「み・らいふ はばたき共済」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする「入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)」並びに島田商工会議所が独自に実施する「お祝い金・見舞金制度」で構成されています。
つきましては、「み・らいふ はばたき共済」給付金請求受付の一環として、定期保険(団体型)引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の社員が島田商工会議所に対する「お祝い金・見舞金制度」請求の取り次ぎをさせていただきます。

《入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)引受保険会社》
アクサ生命保険株式会社

お問合せ先： 静岡支社藤枝営業所 (TEL/054-644-7835)